

平成28年第9回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年12月5日(平成28年11月25日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年12月5日(月) 午前 9時33分
散会 午前11時47分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
危機管理課長	朝田 誠司	定住促進課長	原 修	企画財政課長	藤間 修
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長補佐	小笠原誠治
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	林田 知樹	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	森脇 義博	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成28年第9回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成28年12月5日(月)午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第12号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解 車輛の損害)

報告第13号 例月現金出納検査結果報告について

日程第5 議案の上程、説明

議案第114号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第115号 邑南町税条例の一部改正について

議案第116号 邑南町水道等施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について

議案第117号 邑南町水道給水条例の一部改正について

議案第118号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第119号 邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止について

議案第120号 邑南町特別職報酬等審議会条例の制定について

議案第121号 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第122号 邑南町水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第123号 邑南町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第124号 平成28年度邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第125号 平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第126号 平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第127号 平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第128号 平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙

平成28年第9回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

平成28年 12月 5日(月)

—— 午前9時33分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

## 開会宣告

- 議長(辰田直久) それでは、定数に達しておりますので、ただいまから平成28年、第9回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付をしたとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番、大屋議員、9番、中村議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 会期の決定

- 議長(辰田直久) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月5日から、12月16日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月5日から、12月16日までの12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 行政報告

- 議長(辰田直久) 日程第3、行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(辰田直久) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 平成28年第9回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告及び諸般の報告を申し上げます。まず始めに、災害等への対応について申し上げます。9月から10月初旬にかけて台風の接近や前線に伴う大雨への警戒が相次ぎ、町民の皆さんへも防災行政無線やケーブルテレビテロップ等を通じて注意を呼びかけたところです。10月5日には台風18号の接近に伴い本町にも暴風警報が発令されました。これを受け、町内12公民館を避難所として開放し、最大9世帯、9名の方が自主避難されましたが、幸いにもいずれの事案においても大きな被害には至ら

なかったところです。また、10月21日には鳥取県中部を震源とする地震が発生し、鳥取県倉吉市、湯梨浜町、北栄町では震度6弱の揺れに見舞われ大きな被害を受けました。この地震では本町でも震度3を観測いたしました。被害はありませんでした。こうした災害に対しては普段から一人ひとりが備えをし、自治会、自主防災組織等、地域が一体となって助け合う体制づくりを進めていくとともに、町としても町民の方々が適時適切な避難行動等を行うための早期、的確な情報提供を行っていきたいと考えております。次に、邑南町版総合戦略、また地区別戦略実現事業、都市交流モデルコンペについて申し上げます。邑南町版総合戦略では、町内の12公民館エリアで地区別戦略を策定しています。この地区別戦略の実現に向けて、地域内で都市交流活動を活性化し、地域の魅力を高めることにより、継続的な地域経済循環を創出する事を目的に、都市交流モデルコンペを実施しました。第一次審査の書類提出があったのは12地区中3地区の団体でしたが、全ての団体が書類審査を通過し、10月24日、邑南町役場において、第二次審査のプレゼンテーションを行っていただきました。審査は、町長、教育長の他、島根県立大学連携大学院の藤山教授、山陰合同銀行矢上出張所の佐々木所長、島根県西部県民センターの南山総務企画部長、山陰中央新報西部本社の日高報道部長の6名にいただきました。この審査では、先駆性、地域戦略性、実現可能性、持続可能性、費用対効果の5項目を評価基準として、点数化していただいた結果、市木地区と出羽地区の2団体が採択されることに決定しました。この事業は、国の地方創生加速化交付金事業に採択された、SATOYAMA MOVEMENT拠点事業の一つであり、一団体に500万円を概算交付し、事業を進めていただきます。今回、モデル地区として採択された2地区においては、拠点整備を進めていただくことにより、都市交流活動が活性化し、継続的な地域経済循環が創出されるものと期待しているところです。次に、三江線代替交通の取り組みについて申し上げます。9月1日の第4回期成同盟会臨時総会におけるJR西日本による三江線鉄道事業からの撤退の意思表示を受けて、沿線6市町は議会、住民への説明を行い、それを踏まえ、9月23日の第5回期成同盟会臨時総会において、三江線の存続を断念し、バス等による代替交通の確保に向けて全力で取り組んでいくことを決定しました。翌9月24日に、三江線改良利用促進期成同盟会会長が、広島県、島根県に同行いただき、バス等の新交通プランへの移行決定をJR西日本米子支社長に伝達し、併せて、地域公共交通網形成計画及び、地域公共交通再編実施計画の策定に向けての協力要請を行いました。そして、9月29日には、鉄道廃止後の代替交通確保に関する事項について、三江線改良利用促進期成同盟会会長、島根県地域振興部長、広島県地域政策局長、JR西日本米子支社長の四者で確認書を締結しました。翌9月30日に、JR西日本米子支社長が中国運輸局を訪問し、三江線の廃止届を提出され、廃止日を平成30年4月1日としました。その後11月10日に地域公共交通活性化再生

法に基づく法定協議会である、第1回三江線沿線地域公共交通活性化協議会が開催されました。この会では、幹線・フィーダー系統などについての協議を行い、交通網形成計画と再編実施計画を策定することにしています。会長は島根県地域振興部長、副会長は広島県地域政策局長が務め、地域公共交通利用者代表として、沿線6市町から1名ずつの選出があり、本町は、江の川鉄道応援団団長である日高弘之氏に委員として会議に出席をしていただくことになりました。そのほか、6市町の担当課長、交通事業者、道路管理者、中国運輸局等が構成委員となっています。今後の法定協議会の開催スケジュールは、平成28年12月に第2回の協議会が予定されており、計画策定業務を委託する業者決定の報告と、アンケート・ヒアリング調査案、等の審議をする予定ですが、平成29年9月には、交通網形成計画の承認、平成29年12月には、再編実施計画が承認される予定となっています。また、これに並行して鉄道事業法に基づく地元協議会が、中国運輸局長を座長として開催されます。この地元協議会は、幹線の代替バス運行主体の調整や選定、また運行計画案についての協議を行い、決定します。委員は、広島、島根両県知事、沿線6市町首長、交通事業者で構成することになっており、この地元協議会も、平成28年12月20日に開催される予定となっております。本町では、これらの会に意見を反映させるため、12月1日から沿線住民の代替交通等の意向をお聴きするための会議を開いております。次に、邑南町進出企業人材確保対策会議について申し上げます。邑南町の進出企業各社から、人材確保に大変苦勞されている状況をお伺いし、危機感を共有したいとの思いから島根県にアドバイスをいただき、邑南町進出企業人材確保対策会議の第1回目の会議を、11月2日に開催いたしました。当日は、進出企業8社、石見養護学校、矢上高校、島根県、外関係機関にご出席を頂き、人材確保の取り組みの現状や関係機関の、求人、求職の状況を報告頂き、情報共有を図ったところでございます。人材確保のために連携した取り組みができるよう、議論を深めていきたいと考えております。次に、邑南町東京PRセンターが開設され7ヶ月を迎えようとしておりますが、その活動状況について中間報告を申し上げます。まず、イベント関連でございますが、9月5日から10月28日まで、千代田区神田錦町にあります、ちよだいちばにおきまして、ちよだいちばおおなんフェアを企画し、町内16社の協力を得て物販を行いました。邑南町の特産品を求められる客で、連日賑わったと聞いております。その他のイベントにおける売上を合わせますと、約120万円の売上がございました。次に、町特産品の都内販路開拓でございますが、商業施設4社、飲食店3社の開拓を行っております。また、都内で開催された移住・定住説明会に出席し、PRセンターへの訪問による移住相談を1件、電話による相談を2件受けております。次に、おおなん魅力アップ女性会議について申し上げます。この女性会議は、本町の男女共同参画社会を推進するにあたり、男女が共に支え合うとともに、女性がいきいきと活動し、輝くことの

できるまちづくりをめざすことを目的に、昨年度から開催しています。女性委員10名を公募し、女性の住みたい町づくりをテーマについて話し合っていたいただき、11月29日に提言をいただいたところです。医療費の問題、食育の推進、世代間等の交流の場づくりや男女共同参画に向けての意識改革の必要性など貴重なご意見を伺いました。検討する事項もありますが、実施に向け努めてまいりたいと思います。次に、農林業振興について申し上げます。はじめに、本年の水稻の作況でございますが、10月28日に公表された農林水産統計によりますと、全国の作況指数は103の、やや良で、予想収穫量は主食用米が749万8千トンで、前年に比べ5万6千トンの増加が見込まれております。また、10月15日現在における島根県の作況指数は104で、やや良となり、県西部地域も104と発表されております。これら作柄状況や作付状況、民間在庫量の推定、需給見通し等を勘案し、来年産の全国の生産数量目標は今年より8万トン程度少なくなるものと見込んでおり、島根県への数量配分は11月29日に前年より958トン少ない8万8千83トンが示されましたが、邑南町への配分は県内の配分ルールの見直しが行われましたので、今年産米の配分とほぼ同じ約1千30ヘクタール程度が割り当てられるものと見込んでおります。今後、農家の皆さんには自治会ごとの主食用米目標作付面積をお示しして、個々の営農計画を立てていただき、1月始めに第1次集計を行う予定にしております。次に、今年町の産米の品質についてですが、11月17日現在の水稻うるち玄米の1等米比率が87.6%となっており、昨年同期の96.1%から8.5%低下しております。等級格下げの原因として最も多かったのは心白で、これは夏場の水不足と早期落水が大きな原因と言われております。8月の水不足、9月の長雨と農家の皆さんにとっては予測が難しい天候でしたので、致し方ない部分もありますが、来年産に向けては農業再生協議会が中心となって対策を講じていきたいと考えております。次に今年町内で確認をいたしましたカドミウムを含んだ米の処理についてでございますが、該当の集落全ての水稻生産者のみなさんから玄米の提供を頂き、検査を実施いたしました。その結果食品衛生法に定められた基準を超えたカドミウムを含んだ米については全量を回収しました。また、同じエリア内で栽培されていた飼料用稲についても全量回収し隔離保管して処分する準備をいたしておりますのでご安心をいただきたいと思います。次に、建設関係の事業について申し上げます。国の事業規模28兆円の補正予算を受け、町道整備事業に約1億円の補正予算案を12月議会に提出しております。補正予算案の内訳は、町道西ノ原山根線外3路線の、落石対策にかかる災害防除事業に約5千万円、橋梁長寿命化事業の橋梁点検及び木須田橋の修繕事業に1千5百万円、町道中ノ原新山線外2路線の道路改良事業に4千万円でございます。次に、災害復旧事業でございますが、8月28日から29日の台風10号の影響による8月豪雨災害、また9月17日から18日の秋雨前線の影響による9月豪雨災害が発生いたしました。被災し

た、農地17箇所、農業用施設2箇所について、11月初旬に災害査定を受けました。結果、全て国庫補助災害復旧事業の対象として認定されましたので、今後12月の工事発注、年度内の完成を目指し、事業着手をする予定でございます。次に、学校教育課の関係について申し上げます。まず、教育委員会の構成ですが、11月20日付で土居達也（どいたつや）氏を教育長に、高倉紀子（たかくらのりこ）氏を教育委員に任命いたしました。また、教育長の職務代理者に 河野光也（こうのみつや）委員が指名されました。次に児童、生徒による全国大会参加状況ですが、まず、10月に横浜市で開催された第47回ジュニアオリンピック陸上競技大会、800メートルに瑞穂中学校1学年日野山美羽（ひのやまみう）さんが出場されました。次に10月16日に三瓶クロスカントリーコースで開催された小学校クロスカントリー島根県予選大会で邑智JTS陸上チームが優勝しました。この陸上チームは、邑智郡内の小学校の児童で構成されていて、12月11日に大阪万博記念公園で開催される第19回小学校クロスカントリーリレー大会に出場します。このたびの代表選手8名中、6名は邑南町の児童で、日貫小学校の新井伊織（にいいおり）さん、新井裕太（にいゆうた）さん、石見東小学校の日野山咲希（ひのやまさき）さん、瑞穂小学校の日高知伽（ひだかちか）さん、金子継（かねこつぐみ）さん、口羽小学校の中村陸門（なかむらりくと）さんの混成チームです。入賞をめざして頑張ってきてほしいと期待しているところです。また、11月に開催された全国から選抜された高円宮杯第68回全国中学校英語弁論大会に石見中学校3学年の辰巳真彩（たつみまあや）さんが出場されました。次に、生涯学習関係について申し上げます。先ず、東京パラリンピック合宿招致推進関係についてですが、10月28日、11月2日、4日、町内3会場でフィンランド交流交渉団報告会を開催し、町民の皆様には中高生のプレゼンテーションや交流の様子などを見ていただきました。さらに11月28日には東京でオリパラ担当、丸川珠代大臣の前でこれまでの取り組みと、今後のレガシーをどう残すかについてプレゼンテーションを行い邑南町をアピールする良い機会となりました。また、11月30日にはフィンランド大使を表敬訪問し、新しく着任されたユッカ・シウコサーリ大使にお目にかかり邑南町の取り組みの協力についてお願いをしてまいりました。これらのことを契機に、今以上の意識高揚と招致活動に努めてまいりたいと思っております。次に、文化財関係ですが、10月1日、2日に日本オオサンショウウオの会邑南大会を元気館をメイン会場に開催し、日和子ども塾や出羽わんぱく学校、邑南町ハンザケ部などの調査研究発表や、観察会などを行いました。町内外から約300人の参加者が邑南町に集い情報を交換し合い有意義な全国大会となりました。また、久喜・大林銀山遺跡の関連事業として、銀山遺跡調査指導委員会の委員を講師に迎え、10月13日には町民大学第3講として、当銀山の自然環境について、動植物の調査成果をお話しいただきました。11月5日には、銀山講演会を開催し、中学生

と大人が銀や銀山をテーマに考え、意見を出し、発表し合う学び合いの場を設けました。翌日6日には地元有志案内人による見学会(けんがくかい)を開催、現地を実際に見て歩きながら、参加者に当銀山の価値や位置づけを知っていただく機会となりました。また、11月6日の午後から7日にかけて、第6回久喜・大林銀山遺跡調査指導委員会を開催し、各分野に精通した委員から、先ず久喜製錬所跡の国の史跡指定を目指すことに当たって、様々な指導・助言をいただきました。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、12月議会定例会の開会にあたり、本年度の諸施策について、行政報告をさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案10件、補正予算案5件、合せて15件としています。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、諸般の報告をさせていただきます。始めに、江津邑智消防組合の決算でございますが、江津邑智消防組合議会定例会が10月28日に開催され、平成27年度の一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、その決算概要についてご報告申し上げます。まず、平成27年中の組合管内におきます、火災発生件数は25件で前年比3件の減少となり、そのうち本町が2件で前年比5件の減少となっています。また、救急出動件数は2千437件で前年比31件の増加となり、そのうち本町が602件で前年比46件の増加となっています。搬送人数は2千360名で、そのうち60歳以上は1千909名、ドクターヘリによる搬送は96名となっています。次に、27年度の歳入歳出の決算状況でございますが、お手元に決算書をお配りしていますので、資料N0.1の3ページをご覧ください。歳入総額は11億2千646万8千円、歳出総額は11億1千110万6千円で、歳入歳出差引残額は1千536万2千円でございます。歳入における決算額でございますが、戻ってもらって1ページをご覧ください。構成市町からの負担金は10億6千903万2千円で、歳入総額の94.9%を占めています。本町の負担金は、3億2千242万9千円で、前年度に比べ1千43万8千円、3.3%の増額となりましたが、4市町の30.2%を占めています。負担金のうち普通交付税算入額2億8千964万6千円を差し引いた実質一般財源負担額は3千278万3千円でございます。次に、歳出における決算額でございますが、2ページをご覧ください。消防費の決算額、9億7千57万2千913円の内訳は、常備消防費が8億7千907万9千129円、消防施設費が9千149万3千784円で、常備消防費の主なものは、報酬、給料等の人件費が7億7千217万3千350円で、消防施設費の主なものは、消防ポンプ自動車更新整備事業が4千491万9千700円、高規格救急自動車更新整備事業が2千849万2千390円、通信指令施設整備事業が884万8千440円となっています。消防施設整備事業債を新たに3千400万円発行しましたので、地方債残高は

10億2千211万6千円となっています。財産に関する状況につきましては、4ページのとおりになっていますのでご覧いただきたいと思います。次に、公立邑智病院の決算でございますが、邑智郡公立病院組合議会が9月21日に開催され、平成27年度の公立邑智病院事業会計収支決算が認定されましたので、その決算概要についてご報告申し上げます。お手元に決算書をお配りしていますので、資料NO.2をご覧ください。国は医療介護総合確保推進法に基づき地域医療構想の策定と議論する資料として、大田医療圏域においては2025年時点で適正とする病院ベット数の推計値が、65%削減という厳しい値を示されました。公立邑智病院としては、この地域に救急・急性期医療を継続させるためには、現在の病床数98床は必要不可欠な数であると認識しており、圏域外への受診動向の主な要因である整形外科について、診療体制充実が喫緊の課題であると考え、常勤医師の確保に努力しました。業務の状況につきましては、9ページをご覧ください。入院・外来別患者数の推移をみますと、年間入院患者数は2万9千410人で、対前年度5千181人、21.4%の増加、1日平均入院患者数が80.4人で、前年度と比較しますと14.0人、21.1%の増加、病床利用率は82.0%と14.3ポイントの増加となりました。一方、外来患者の内訳は、年間外来患者数は4万9千801人で、対前年度1千602人、3.3%増加、1日平均外来患者数が204.9人で前年度と比較しますと7.4人、3.7%増加となっております。こうした影響を受けた収益的収支の決算額でございますが、1ページをご覧ください。病院事業収益は、18億2千120万1千988円、病院事業費用は、16億2千227万5千996円で、差し引き1億9千655万6千123円の経常利益を出すことができました。次に資本的収支の状況でございますが、2ページをご覧ください。資本的収入は、8千466万4千円、資本的支出は、1億6千851万9千471円となり、不足する額8千385万5千471円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填しています。次に資産の状況でございますが、4ページから5ページをご覧ください。平成27年度末で、固定資産、流動資産を合わせまして、資産合計は34億279万3千840円でございます。また、企業債未償還元金残高は、8ページにありますように9億67万202円となっておりますので併せてご報告いたします。以上、江津邑智消防組合と公立邑智病院の決算についてご報告申し上げます。

●議長(辰田直久) 以上で町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。



日程第4 報告事項

●議長(辰田直久) 日程第4、報告事項。報告第12号、専決処分報告について、報告第13号、例月現金出納検査結果報告、以上2件について、それぞれ報告がございました。何れも、お手元にその写しを配布しております、これらの配布をもちまして、議会に対す

る報告といたしますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

### 日程第5 議案の上程、説明

- 議長(辰田直久)** 日程第5、議案の上程、説明に入ります。議案第114号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第115号、邑南町税条例の一部改正について。議案第116号、邑南町水道等施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について。議案第117号、邑南町水道給水条例の一部改正について。議案第118号、邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第119号、邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止について。議案第120号、邑南町特別職報酬等審議会条例の制定について。議案第121号、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第122号、邑南町水道事業の設置等に関する条例の制定について。議案第123号、邑南町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。議案第124号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第3号について。議案第125号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について。議案第126号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について。議案第127号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について。議案第128号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について。以上、15議案を一括上程いたします。執行部の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

- 石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。
- 議長(辰田直久)** 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治)** 議案第114号から議案第118号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第114号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、国の人事院勧告に伴う改正でございます。次に、議案第115号、邑南町税条例の一部改正についてでございますが、所得税法等の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第116号、邑南町水道等施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について。議案第117号、邑南町水道給水条例の一部改正について。議案第118号、邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、いずれも邑南町簡易水道事業を廃止し、邑南町水道事業として統合し、公営企業化することに伴う改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。
- 服部総務課長(服部導士)** 議長、番外。
- 議長(辰田直久)** 服部総務課長。
- 服部総務課長(服部導士)** 議案第114号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正

について、ご説明いたします。この度の改正は、人事院勧告に基づき、給料、手当などを改正するものでございます。なお、今回の改正においては、施行日の違いから、改正文をご覧いただきますと、初めにあります、第1条は施行日を公布の日とし平成28年4月1日適用のものと平成28年12月1日適用のものがございます。13枚めくっていただき給料表の次のページでございます。ここに第2条がございます。第2条は施行日を平成29年4月1日とするものとしております。それでは4枚めくっていただき新旧対照表をご覧ください。まず、第1条の施行日が公布の日から、適用が平成28年4月1日と平成28年12月1日に関するものです。第9条の初任給調整手当ですが、第1号で医師の月額を500円増額し413,800円に、第2号で欠員の補充が困難な職の月額を100円増額し50,600円にしております。次に、第20条の勤勉手当ですが、0.1月分加算となっておりますので、次のページの第2項第1号で正規職員の率を100分の90に、第2号で再任用職員の率を100分の45に改正しております。次のページの附則ですが、以下について今回新たに追加しております。この度の人事院勧告は、民間給与との差額について、給料表の改正と本府省業務調整手当の改正により調整が行われていること、給料表の総合的見直しにより平成28年4月1日から現給保障を受けている者がいること、これらの調整を行うため、平成28年度の給料月額の特例措置を新設しております。まず、第10項ですが、給料表に反映できない本府省業務調整手当につきまして、平均の差額率100分の0.049により算出した額を、平成28年4月1日に遡って支給するとしております。次に、第11項ですが、内容は次のページになります。現在、現給保障を受けている者で、給料表の改正後も引き続き現給保障を受ける者にあつては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、給料表の改正前と改正後の差額を支給するとしております。次に、第12項ですが、同じく現在、現給保障を受けている者で、給料表の改正により、平成28年4月1日、あるいは平成29年1月1日から、現給保障を受けなくなる者については、平成28年4月1日から同年12月31日までの間、給料表の改正前と改正後の差額を支給するとしております。次のページからは国の給料表に応じた給料表の改正となります。なお、以上の改正につきましては、第20条の勤勉手当についての施行日を平成28年12月1日、その他の施行日を平成28年4月1日としております。続いて、8枚めくっていただき、給料表の次でございます、ここに第2条がございます。この第2条が施行日を平成29年4月1日とするものでございます。まず、第10条、扶養手当につきましては、配偶者を減額し、子を増額する見直しが段階的に行われることになりましたので、第2項の対象者について、2号と3号で子と孫を分け、第3項では現行で配偶者が13,000円、その他が6,500円、ただし配偶者がいない場合が11,000円であったものを、子を10,000円、配偶者を含めたその他を6,500円にしております。次のページの第11条は、扶養手当の届出を規定しておりますが、第10条の改正を受けまして、第1項、次の第2項、次のページの第3項はめくっていただいたところ

まで見直し整理しております。次に、第19条の期末手当につきましては、第5項の役職加算について、他団体との均衡を考慮し、その限度額を100分の10から100分の15に改正しております。次のページの第20条の勤勉手当につきましては、前にご説明いたしました、人事院勧告による勤勉手当の0.1月分の加算について、すべて12月支給として処理することにしましたので、来年度以降、6月と12月に振り分ける必要があります。第1号は正規職員の率を100分の85に、第2号は再任用職員の率を100分の42.5にしております。次に、第21条の勤務1時間当たりの給与額の算出ですが、算出の基礎となる給与額に月額支給となる特殊勤務手当を加える必要があります。第1項は勤務しない場合の減額の計算で、改正箇所は次のページです。第2項は時間外勤務手当等の支給の計算で、それぞれ月額支給となる特殊勤務手当を加えております。次に、附則ですが、改正いたします扶養手当につきましては、平成31年3月31日まで段階的に額を変更するため特例を以下のとおり新設しております。第13項ですが、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間につきましては、配偶者を11,500円に、次のページの子を8,000円、父母等を6,500円、配偶者のいない場合の子を10,000円、配偶者と子のいない場合の父母等を9,000円にするとともに、届出の調整を行っております。次のページの第14項ですが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間につきましては、次のページの配偶者を9,000円、子を10,000円、その他を6,500円にしております。なお、配偶者につきましては、平成31年4月1日から6,500円になります。以上、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

- 上田税務課長（上田洋文） 議長、番外。
- 議長（辰田直久） 上田税務課長。
- 上田税務課長（上田洋文） 議案第115号、邑南町税条例の一部改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は、所得税法、法人税法等の改正により地方税法が改正されたことによるものでございます。それでは新旧対照表に基づき、概要をご説明いたしますのでご覧ください。要旨を一括してご説明いたします。1ページ、第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定の改正。2ページ、第43条、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収に係る規定の改正。5ページ、第48条、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正。9ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付手続の規定の改正。第19条、第43条、第48条、第50条は、いずれも延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する事項を定めるものです。つづきまして2ページの、第34条の4をお開きください。第34条の4、地方法人税の創設により法人2税の偏在是正を目的に国が差額を徴収し、地方交付税の原資化を目的とする改正でございます。税率100分の12.1を100分の

8.4とするものでございます。つづきまして、ページ13ページの附則をご覧ください。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)、附則、第20条の2、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額にかかる所得を分離課税とするものでございます。つづきまして、改正文の附則条文についてご説明をいたします。改正文の附則をご覧ください。改正文の附則第1条において、施行期日を定めております。附則(施行期日)第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定(「」、第53条の7、第67条)の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)同条例第34条の4の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。続きまして経過措置でございます。第2条、改正後の町条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。(1)新条例34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。(2)新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。(3)この条例による改正後の町民税附則第20条の2の規定は、施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。と定めるものでございます。以上、改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

●林田水道課長(林田知樹) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 議案第116号から議案第118号につきましては、平成29年4月より、簡易水道事業が水道事業へ移行することにより、現在の条例を一部改正するものでございます。議案第116号、邑南町水道等施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について、ご説明いたします。新旧対照表にて説明いたしますのでご覧下さい。第3条第2項中、「町長」を「水道事業管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)」に

改めます。これは、邑南町水道事業においては事業管理者を設置しないため、事業の権限を有している町長の宣言を記載しております。第6条中、「規則で」を「町長が」に改め、別表中の、「1箇所当り」を法令用語の送りかな「1箇所当たり」に、「邑南町水道事業給水条例」の後に括弧書きで、条例の制定年度及び制定番号を追加いたします。続きまして議案第117号、邑南町水道給水条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第1条及び第2条中の「邑南町簡易水道事業」を「水道事業」に改め、「次の区域とする」を「邑南町水道事業の設置等に関する条例（平成29年邑南町条例第〇号）第2条第2項に定めるとおりとする」に改め、以下同条の各号を削除いたします。次に、2ページをご覧ください。第3条第1項の第2号及び第3号を削除いたします。これは、水道事業においては水道使用者の区分をなくした事によるものです。また、第4号及び第5号を、それぞれ、第2号及び第3号とし、「水道事業管理者の権限を行う町長」に変更しております。次に3ページ、第21条第2号を削除し、第3号を第2号としております。これにつきましても、使用者の区分をなくした事によるものです。次に4ページ、第22条第2項でございますが、「町職員」を、「水道事業職員」に、「立会（りっかい）」を「立会い（たちあい）」としております。次に、第25条につきましては、「次に掲げる基本料金・超過料金・メーター使用料」を、「基本料金と従量料金」としてしております。これは、新料金におきましては、メーター使用料は基本料金に含まれており、基本水量もなくしたことによるものです。5ページをご覧ください。第2項に平成29年4月使用分より適用いたします新料金を規定しております。次に、第28条では、特別の場合における料金算定を規定しております。6ページをご覧ください。第31条第6号におきましては、料金の改定に合わせ4月以降、開栓手数料は徴収しませんので削除しております。また、第41条において、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めることとしております。続きまして、議案第118号、邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。1ページ及び2ページの第3条各号につきましても、技術上の監督業務を行う者の資格要件につきましても、水道法の規定により、簡易水道事業から水道事業の資格要件に変更いたしております。また、3ページの第4条第2号から第4号の水道技術管理者の資格要件につきましても、水道法の規定により、簡易水道事業から水道事業の資格要件に変更しております。次に、4ページ、第5条の「町長」につきましても、「水道事業管理者の権限を行う町長」にしております。なお、議案第116号から議案第118号の条例の施行日は、平成29年4月1日としており、付則に規定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。宜しくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に、議案第119号、邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例

の廃止についてでございますが、邑南町簡易水道事業を廃止し、邑南町水道事業として統合し、公営企業化することに伴い条例を廃止するものでございます。以上、詳細につきましては、水道課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●林田水道課長(林田知樹) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 議案第119号、邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止について説明いたします。邑南町簡易水道事業は、平成29年4月1日より、邑南町水道事業に移行するため、同条例の全部を廃止いたします。なお、議案第119号の条例の施行日は、平成29年4月1日としており、附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。宜しく願いいたします。

●議長(辰田直久) 議案の説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時50分とさせていただきます。

—— 午前10時35分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に、議案第120号から議案第123号 までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第120号、邑南町特別職報酬等審議会条例の制定についてでございますが、特別職の報酬等の額について審議するための審査会を設置するための条例の制定でございます。次に、議案第121号、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い関連する条例の整備をするための条例制定でございます。次に、議案第122号、邑南町水道事業の設置等に関する条例の制定について、また議案第123号、邑南町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてでございますが、いずれも邑南町簡易水道事業を廃止し、邑南町水道事業として統合し、公営企業化することに伴う条例制定でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第120号、邑南町特別職報酬等審議会条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、当初、邑智郡町村会に審議会を設け審議いただいていたが、平成23年に審議会が解散し、以後、本町は審議会を設けず、報酬の見直しも行わずまいりましたが、行財政改善審議会の答申等を踏まえ、報酬等の見直しを行う必要があり、この度条例を制定するものでございます。第1条は設置について、

第2条は所掌事務として審議会への諮問について、第3条は委員5人に諮問から答申まで委嘱することについて、第4条は会長と職務を代理する者を置くことについて、第5条は審議会の会議について、第6条は庶務を総務課に置くことについて、第7条は委任について規定し、附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。以上、邑南町特別職報酬等審議会条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。次に議案第121号、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。制定文をご覧いただきたいと思っております。この条例では、第1条で邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、次のページの第2条で邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、2枚めくっていただき第3条で邑南町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、以上3つの条例の一部改正を行うものでございます。なお、この改正はいずれも、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を受けて改正するもので、平成29年1月1日に施行するものでございます。次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。最初に、第1条、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。まず、第8条の3、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限でございますが、次のページの第4項を改正しております。ここでは、要介護者を介護する職員に対する勤務の制限について読み替えを行っておりますが、改正内容は、深夜勤務、長時間勤務の制限に、時間外勤務の制限を加えるものでございます。続いて、次のページの第11条、休暇の種類でございますが、4号の次に介護時間を加えるもので、内容は第15条の2でご説明いたします。次に、第15条、介護休暇でございますが、第1項では、対象を要介護者としてくくり、第2項では、次のページをごらん頂くと、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間、とありますように、分割して取得することできるよう改正するものでございます。次に、第15条の2として介護時間を追加しております。内容としましては、介護休暇は一定期間連続して休むものですが、介護時間は1日の一定の時間を休むものです。ただ、いずれも給料を支払わない無給休暇として扱います。第1項では趣旨を、第2項では連続する3年の期間の中で1日あたり2時間以内をとることができる旨、第3項では無給休暇である旨を規定しています。次に、第16条の休暇の承認では、介護時間を追加しております。続いて、次のページですが、ここからは第2条、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正となります。第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者を新設しております。これは地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、条例への委任がありましたので、法律と同様に育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものであります。次に、第3条、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情でございますが、既に育児休業をし、その承認の効力が消滅した後、再取得する場合の特例として、第1号は、次のページにありますように、子が死亡した場合と養子縁組等により職員と別居することとなった場合について、第2号は、養子縁組が成立しない場合、こうした場合には育児休業はとれないことを規定しています。次のページの第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情ですが、既に育児短時間勤務をし、その承認の効力が消滅した後、再取得する場合の特例として、育児休業と同様、第1号は、子が死亡した場合と養子縁組等により職員と別居することとなった場合について、次のページの第2号は、養子縁

組が成立しない場合、こうした場合には育児短時間勤務はとれないことを規定しております。次のページの第20条、部分休業の承認ですが、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で第15条の2に介護時間を追加いたしましたので、加えるものでございます。続いて、次のページですが、ここからは第3条、邑南町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となります。この改正は邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と同様に改正するものです。第9条、休暇の種類に5号として介護時間を加え、第13条、介護休暇は、第1項で、対象を要介護者としてくくり、第2項では、分割して取得することできるよう、次のページの第13条の2、介護時間は、第1項では趣旨を、第2項では1日あたり2時間以内を連続して3年間とることができる旨、第3項では無給休暇である旨を規定しておとります。以上、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**林田水道課長(林田知樹)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 林田水道課長。

●**林田水道課長(林田知樹)** 議案第122号及び議案第123号につきましては、邑南町簡易水道事業を統合し、平成29年4月1日から邑南町水道事業を開始するために、新たに条例を制定するものでございます。議案第122号、邑南町水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明いたします。第1条は水道事業の設置について、第2条は経営の基本として、理念及び経営規模等について、第3条は組織、第4条は重要な資産の取得及び処分について、第5条では議会の同意を要する賠償責任の免除額、第6条は議会の議決を要する負担付き寄附の受領等について、第7条については業務状況説明書類の提出について規定しています。続きまして、議案第123号、邑南町水道職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、第1条、及び第17条以外の条文は、邑南町職員の給与に関する条例を準用いたしております。第17条につきましては、地方公営企業法の対象職員となる場合、労働組合法が適用されることによるものです。なお、2ページ、第5条の扶養手当につきましては、議案第114号に準じております。議案第122号及び議案第123号の条例の施行日は、平成29年4月1日としており、附則に規定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。宜しく願いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 次に、議案第124号から第128号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第124号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ、2億6千906万3千円追加するものでございます。議案第125号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ、5千631万4千円追加するものでございます。議案第126号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ、13万3千円追加するものでござ

います。議案第127号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ、151万9千円追加するものでございます。議案第128号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ、100万円追加するものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

●藤間企画財政課長（藤間修） 議長、番外。

●議長（辰田直久） 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長（藤間修） 議案第124号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ2億6千906万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を119億7千793万1千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。以下、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正がございます。めくって頂きまして5ページをご覧ください。第2表の債務負担行為補正でございます。来年4月執行予定の町議会議員選挙のポスター掲示場の設置業務を委託するに当たっての業者選定及び契約を事前に実施する必要があるため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。続きまして6ページでございます、第3表、地方債補正でございます。追加分といたしまして情報セキュリティ強化対策事業債は庁舎内ネットワーク強靱化事業施工のため870万円の増額でございます。以下5起債は本年8月9月の豪雨による災害に充当する災害復旧事業債2千250万円、合計3千120万円の増額でございます。変更分といたしまして、過疎地域自立促進特別事業債につきましては 地方創生推進交付金のヒアリング結果による財源更生等で1千70万円の減額でございます。基盤整備促進事業債は事業費の減額確定により1千480万円の減額でございます。道路改良舗装事業債は社会資本整備総合交付金の増額決定に伴う4千110万円増額でございます。公営住宅建設事業債でございます 事業費の確定で170万円増額でございます。地方債の合計額でございますが、補正前の限度額9億8千30万円に対しまして、4千850万円増額の10億2千880万円を設定しております。次のページでございます。予算に関する説明書でございます。説明は4ページからさせていただきます。はじめに、歳入でございます。主なものを説明させていただきます。12款分担金及び負担金でございます。1項の分担金につきましては、農地有効利用支援整備事業等に係る補助金の交付決定に伴う527万7千円減額補正でございます。災害関係は本年8月9日の豪雨災害に伴う分担金408万円増でございます。2項の負担金につきましては、主に保育所入所者の増加に伴う362万7千円増額補正でございます。14款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金としまして、民生費国庫負担金が、2千268万円の増額でございます。主な要因としましては、1節は社会福祉費負担金はグループホーム等就労支援の利用者の増、2節児童福祉費負担金は単価及びゼ

ロ歳児の入所者の増などによるものでございます。6ページをお開きください。2項の国庫補助金につきまして、2目の総務費国庫補助金につきましては、マイナンバー制度関係の補助金、地方創生推進交付金877万8千円増額でございます。3目の民生費国庫補助金につきましては、主なものは国の経済対策によります臨時福祉給付金給付関係等5千541万9千円増でございます。8目の土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の決定による6千309万7千円増でございます。15款の県支出金1項県負担金3目民生費県負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところでご説明いたしました、負担金に伴う1千134万円増額でございます。国が1/2県が1/4負担部分でございます。8ページをお開きください。2項の県補助金、6目の農林水産業費補助金につきましては、それぞれ事業費の確定したもので604万3千円減額でございます。説明欄の一番下の鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、本年度事業主体が町に変更になりましたために、次のページの20款諸収入の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金と組替分も含め増額となっております。11目の災害復旧費補助金は分担金のところで申し上げた本年8月9月の豪雨によるもので1千860万円増でございます。また下の方でございますが、17款寄付金でございますが、ふるさと寄付金が年末にかけて増えてくることを見込んで2千万円増額しております。10ページをお開きください。18款繰入金、基金繰入金でございますが、財政調整基金を1千868万2千円、先ほど地方債の説明で申し上げました地方創生推進交付金のヒアリング結果による地方創生推進交付金と過疎ソフトに加えまち・ひと・しごと創生基金繰入金732万2千円を計上して財源更生をしております。20款諸収入、雑入でございますが、先ほど県補助金のところで申し上げました鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金を371万5千円全額減額しております。21款町債でございますが、先ほど地方債補正で説明いたしましたので省略させていただきます。続きまして14ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、歳入のところで説明しました、国のヒアリングの結果、地方創生推進交付金の該当になるものは充当残の1/2をまちひとしごと基金充当をし、該当にならなかったものを充当からはずし、替りに過疎ソフトを充当する等歳入の財源更正を行っております。歳出につきましても主なものをご説明いたします。2款の総務費でございます。一般管理費でございますが、4千150万4千円の増額でございます。内訳につきましては、職員給与費が2千万円の増額でございます、会計検査等による職員の時間外手当2千万円の増額でございます。それからふるさと寄付金関係の増額をしております。続きまして下から2番目でございますが、11目、情報政策費でございますが、926万1千円の増額補正でございます。庁舎内ネットワークの改修等強靱化事業費の増額でございます。16ページをお開きください。2項徴税費でございます。前納報奨金の増額とマイナンバー制度のシステム改修で87万2千円増額でございます。18ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費でございます。社会福祉総務費では、5千523万4千円の増額補正でございますが、歳入の

所で申し上げました国の経済対策で1人あたり1万5千円を約3千400人に支給する臨時福祉給付金給付事業費の、国の10/10負担でございますが、これが大幅な増額補正でございます。2目の社会福祉施設費でございます 来年度から建設予定の東光保育園の土地の事前境界確認の費用を31万8千円計上しております。一番下の老人保護措置費では、事務費及び障がい者加算増に伴う503万6千円の増額補正でございます。20ページをお開きください。6目障がい者福祉費につきましては、説明欄自立支援医療費給付費の厚生医療費給付費については腎臓移植、ペースメーカー等の増、療養介護医療費については医療行為の増、訓練等給付費については就労支援の増、介護給付費についてはグループホームの利用増、障害児通所給付費については対象者の増などにより2千168万8千円の増でございます。2項児童福祉費でございますが、児童福祉措置費等で918万4千円の増額補正でございます。保育所措置費の単価増に加え、ゼロ歳児の入所児童数も増加したことによる増額となっております。4款の衛生費、保健衛生費でございますが、1目の保健衛生総務費でございます 定住促進井戸等設置事業、1件分30万円及び簡易水道事業特別会計繰出金151万9千円は、後ほど特別会計の中で説明があると思いますが 人件費時間外手当分100万円と取水配水浄水場の借地を解消するため、4件分の土地の買い取り費用51万9千円でございます。22ページをお開きください。下の方農林水産業費1項農業費でございます。2目農業総務費ですが、島根県野菜価格安定基金協会補助金は野菜価格が安定していたため支払い請求がないための全額減額でございます。3目の農業振興費では、63万3千円の増額でございますが。説明欄、中山間地域等直接支払い事業の事業決定に伴う減額、次のページ説明欄ですけれども、青年就農給付金の確定による減額、おーなんアグサポ隊事業費は、年度途中で新規就農者がでたための辞職減額、新・農林水産振興がらる地域応援総合事業は申請団体の農機具の購入の増によるもの、融資主体型補助事業費は本年度取組がなかったため全額減額でございます。一番下、土壌汚染対策事業費は瑞穂地域の主食用米及びWCSのカドミウムの処理費用を増額補正しております。5目の農地費でございますが、2千314万7千円の減額でございます。農道維持費は日和トンネルの受信制御機の電池交換及び非常用電話の故障による1機分取替え費でございます。以下歳入の説明にもありました 農地有効利用支援整備事業及び県営中山間地域総合整備事業は要望より低い決定額が示されたもの、森実別所地区の換地修正業務は調整がつかなかったための減額でございます。県単ため池安全確保事業費は要望がなかったため全額減額でございます。6目農業基盤整備費につきましては、それぞれ事業費が増減したもので橋りょう耐震補強事業は増額ですが他は予算が付きにくく1千140万円の減額でございます。26ページをお開きください。7款の商工費でございますが、しごとづくりセンター設立の為の支援業務委託料54万円を計上しております。8款土木費、1項の土木管理費でございますが、生活道路整備事業費1件分65万5千円計上しております。3目の下水道費は下水道事業特別会計繰出金で時間外手当相当分の100万円でございます。

2項道路橋りょう費、2目の道路維持費でござりますが、落石対策用の看板、土嚢袋及び舗装の修繕材 除雪費は除雪車の点検修繕費及び除雪車のリース料を除雪作業委託料等と組替しております。28ページをお開きください。3目の道路新設改良費9千395万円の増でござりますが、歳入の所で申し上げました社会資本整備総合交付金の増額によるものでございます。進捗状況に基づき各路線間で事業調整を行っております。下の5目橋りょう新設改良費でござります。こちらも社会資本整備総合交付金の決定による1千570万円増額でござります。30ページをお開きください。4項住宅費でござります。1目の住宅管理費、建築物耐震改修計画策定業務の発注に伴う減額でござります。2目の住宅建設費は順庵原住宅の中組団地へ建設位置の変更に伴い新しく用地を求める用地測量が不用になった事等による140万円減額でござります。一番下の教育費でござりますが、次の32ページまで続いておりますが、2項の小学校費、4項の社会教育費、5項の保健体育費はそれぞれ日貫小学校の体育館の天井、布施公民館の合併処理層のフロア修繕及び高原体育館のバスケットゴールの撤去費用でござります。32ページの下の方にいきますが11款の災害復旧費、本年夏の豪雨災害分で農林水産施設災害復旧費4千330万円でございます。農地現年補助災が17件、現年小災害が6件、その下農業用施設現年補助災これが2件、現年小災害6件分計上しております。34ページをお開きください。2項の公共土木災害復旧費389万円につきましては、公共土木施設災害現年単独災害3件分計上しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●種町民課長(種由美) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種由美) 議案第125号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でござりますが、歳入歳出それぞれ5千631万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6千733万1千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でござります。4款の国庫支出金でござりますが、1項国庫負担金としまして、療養給付費負担金を841万6千円、2項国庫補助金としまして、財政調整交付金を184万1千円計上しております。いずれも一般被保険者に係る医療費の増加に伴います、療養給付費等の増額補正分の財源としての増額でござります。5款の県支出金でござりますが、2項県補助金としまして、財政調整交付金を157万8千円増額でござります。国庫支出金同様、一般被保険者の療養給付費等の増額補正分の財源でござります。8款療養給付費交付金でござりますが、平成27年度退職者医療交付金の追加交付額が決定したため、389万2千円増額しております。6ページをお開きください。9款の繰入金でござりますが、国民健康保険事業基金繰入金としまして、

751万8千円増額でございます。平成27年度療養給付費等負担金の超過交付分の返還分として、基金を取り崩し計上しております。12款の前期高齢者交付金でございますが、平成28年度、前期高齢者交付金確定に伴い、3千306万9千円増額でございます。次に、8ページをお開きください。歳出でございます。2款保険給付費でございますが、1項療養諸費の一般被保険者療養給付費を1千630万円増額、2項高額療養費の一般被保険者高額療養費を1千万円増額でございます。いずれも一般被保険者の医療費の増加に伴うものでございます。7款の基金積立金は、国民健康保健事業基金に積み立てするため、2千249万6千円計上しております。次に、10ページをお開きください。9款の諸支出金でございますが、平成27年度療養給付費等負担金の実績に伴う超過交付分の返還金としまして、751万8千円増額補正でございます。続きまして、議案第126号、平成28年度、邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ13万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7千5万4千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。4款、繰入金でございますが、1項の一般会計繰入金につきまして、事務費繰入金を後期高齢者医療広域連合納付金の端数対応として1千円増額でございます。6款、諸収入でございますが、2項の広域連合納付金につきまして、平成27年度保険料の還付金として、13万2千円増額でございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。4款、諸支出金でございますが、保険料還付金につきまして、平成27年度の保険料還付のため13万3千円増額するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●林田水道課長(林田知樹) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 議案第127号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6億5千694万1千円とするものでございます。補正内容につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、一般会計繰入金が151万9千円を増額でございます。6ページをお開きください。歳出の一般管理費でございますが、職員手当等を100万円増額しております。これは、平成29年度から簡易水道事業が水道事業へ移行するための事務及び、料金システムの変更等における事務作業の増大によるものです。また、公有財産購入費を51万9千円増額しております。これは、石見地域の水道施設用地につきまして、用地交渉におきまして取得可能となった土地の購入費でございます。続きまして、議案第128号、平成28年度

邑南町下水道事業特別会計、補正予算第3号について、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5千771万3千円とするものでございます。補正内容につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページを、お開きください。歳入でございますが、一般会計繰入金が100万円の増額でございます。6ページをお開きください。歳出の下水道事業一般管理費の職員手当等を100万円増額しております。これは、料金システムの変更等における事務作業の増大によるものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

- 議長(辰田直久) 以上で執行部の説明は終了いたしました、ここで休憩に入らせていただきます。再開は11時40分とさせていただきます。

—— 午前11時30分 休憩 ——

—— 午前11時44分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙

- 議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして、日程第6、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。選挙管理委員には、邑南町中野、天津兼徳(あまつ かねのり)さん、邑南町上原、石川久人(いしかわ ひさと)さん、邑南町下口羽、漆谷育也(うるしだに いくや)さん、邑南町矢上、屋原進(やばら すすむ)さん、以上4名を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま、議長が指名いたしました方を、当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、天津兼徳さん、石川久人さん、漆谷育也さん、屋原進さん。以上の方が、選挙管理委員に当選されました。続きまして、選挙管理委員補充員を指名いたします。第1順位、邑南町阿須那、口羽義秀(くちば ぎしゅう)さん、第2順位、邑南町岩屋、鈴木二郎(す

ずき じろう)さん、第3順位、邑南町上田所、上田正彦(うえだ まさひこ)さん、第4順位、邑南町日貫、田原正幸(たはら まさゆき)さん、以上の方を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、第1順位、口羽義秀さん、第2順位、鈴木二郎さん、第3順位、上田正彦さん、第4順位、田原正幸さん。以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選をされました。なお当選をされました方の任期は、平成28年12月13日からの4年間でございます。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

- 議長(辰田直久) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

—— 午前11時47分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員